

『税制改正大綱（5）所得税 増改築・改修・省エネ促進策』

今度の改正では、耐久性等に優れた良質な住宅ストック形成を促すため、多くの措置の拡充や要件の合理化が行われる。

1) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例:対象に、特定の省エネ改修工事と併せて行う「一定の耐久性向上改修工事(※)」を追加。また税額控除率2%の対象に、上記の工事の費用に相当する住宅借入金等を追加する。(※) 小屋裏、外壁、浴室・脱衣室、土台・軸組等、床下、基礎、地盤の劣化対策工事、排水管や給湯管の維持管理や更新を容易にする工事

2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除:対象に、耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う「一定の耐久性向上改修工事」を追加する。控除額は、一連の工事の標準的な工事費用相当額の合計額の10%となる。

1) 2) の省エネ改修工事については現行の全窓要件が緩和され、住宅全体の省エネ性能等級が一段階以上向上した場合も適用される。一方、優良住宅地の造成のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例は、3年間延長されることとなった。

なお、熊本地震の被害への対応としては、住宅ローン控除の特例、買換資産の取得期間等の延長の特例などが行われる。



『事業承継準備 5万社掘り起こし 総合的支援を展開—中企庁』

報道によると、経済産業省・中小企業庁は、2017年度に中小企業の事業承継を促す総合的な施策を始動する。

20程度のモデル地域を選定して、60歳以上の経営者に事業承継診断を実施して、早期承継の準備が必要な対象企業を掘り起こす。更に、承継に伴う事業転換に取り組む事業者に補助金制度も新設する予定。伴って地域で中核的な中小企業の承継を円滑化し、技術やノウハウの損失を防ぐ。事業承継診断は自治体を中心となって地域内の商工会議所や商工会、金融機関、士業などの関係者が連携して進めていく予定。目標とする実施件数は年間5万社としている。診断に応じて例えば第三者への事業譲渡が必要と判断した場合には、マッチング業務に取り組む「事業引継ぎ支援センター」を紹介する。

金融関連事項に関しては、地域内での再編・統合を通じた経営強化を図るため、民間の地域ファンドの取組みを促す。さらに、後継者の負担軽減のため、取引金融機関に対する「経営者保証ガイドライン」活用促進も課題としてあがっている。中企庁では、2020年前後に団塊の世代が引退時期を迎え、今後10年の間に100万社が世代交代を迎える可能性があるとみて、今後5年は政策総動員を図る構えだ。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます